平成２８年（フ）第３８５９号
東京都渋谷区広尾５丁目16―４―308
破産者　平岡　英伸
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６８号
東京都目黒区目黒本町５丁目31―９―202
破産者　野々口有紀
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８７６号
東京都北区栄町50―３―301
破産者　川上　泰弘
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８７７号
東京都北区栄町50―３―301
破産者　川上　和世
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８２号
東京都文京区本駒込２丁目28―24　小林ビル２Ｆ
破産者　小林　可奈
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９００号
東京都府中市八幡町３丁目２－３　ハイグレイス・Ｔ605
破産者　茂庭　基秀
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１６号
東京都練馬区練馬３丁目15―14―205
破産者　齋藤　和恵
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８０号
さいたま市北区宮原町３丁目226番地３
破産者　有限会社氷川住宅
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
神奈川県厚木市旭町３丁目２番２―601号
破産者　松井　綾子
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６８号
長野県飯田市通り町３丁目７番地３
破産者　後藤電設株式会社
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第６９号
長野県飯田市通り町３丁目６番地
破産者　亡後藤一相続財産
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２号
静岡市清水区駒越東町９番８号
破産者　有限会社ワークスショップスギヤマ
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
広島市佐伯区五日市１丁目８番７号
破産者　株式会社バンクレイアウト（旧商号株式会社西日本東洋）
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８１号
青森県弘前市大字禰宜町２番７号
破産者　有限会社光彩工芸
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８号
千葉県富里市七栄111番地292
破産者　大木　政治
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３８号
千葉県四街道市大日426番地２
破産者　三浦　正明
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２号
静岡県掛川市高瀬157番地の１
破産者　株式会社櫻井コーポレーション
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第７６２５号
神奈川県平塚市根坂間214番地４
破産者　株式会社源平
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１５７号
東京都大田区池上３丁目39―６―301
破産者　藤田　利憲
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５５４号
東京都台東区寿３丁目11番６号
破産者　株式会社ビッグ
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６２３号
神奈川県横浜市港北区新吉田東２丁目１―１―618、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区新吉田東５丁目66―18
破産者　秋田　忠之
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４０号
東京都北区田端４丁目12―８
破産者　白岩　幸正
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部